

令和5年度 第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和5年7月12日(水) 10:00～11:45
宮城県庁(行政庁舎) 11階 第二会議室

<委員>

内藤 裕子 委員長、白石 雅一 副委員長、野口 和人 委員、武田 賢治 委員、
小幡 佳緒里 委員、佐藤 あけみ 委員、小野 彩香 委員、千葉 宗久 委員、
亀井 義憲 委員、狩野 靖士 委員、粕谷 裕子 委員

<県教育委員会>

佐々木 利佳子 副教育長
遠藤 秀樹 高校教育課長
早川 知宏 心のサポート専門監

<欠席者>

長谷 諭 委員、船越 俊一 委員

(事務局)

(資料の確認)

(公開非公開の確認)

最初に本会議の公開、非公開について確認をする。

情報公開条例により、審議会等は公開で行うことが原則となっているが、非公開情報が含まれる場合、及び公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合は、当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により、一部公開または非公開とすることができる。本日の議事のうち、4、その他の(2)については、個人情報が含まれることから、非公開が適切と考えているが、委員の皆様いかがか。

(異議なし)

それでは、4、その他の(2)については、非公開とする。

<1 開会>

(佐々木副教育長)	(1) 副教育長 あいさつ
(内藤委員長)	(2) 委員長挨拶
(事務局)	(3) 出席者紹介
(事務局)	(4) いじめ防止対策調査委員会の概要

(事務局)

以降の進行については、委員長にお願いする。内藤委員長よろしくお願ひする。

(内藤委員長)

それでは、2の議事に入りたい。

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策案について、事務局、お願いする。

(事務局)

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策、令和4年度分となる、こちらの案の説明をする。

この報告はいじめ防止対策推進条例第23条に基づいて策定された宮城県いじめ防止基本方針の実施計画をもとに講じた施策、及び目標指標等の取り組み状況をまとめたものであり、県条例第23条により、県議会に報告するとともに、公表することになっているので、あらかじめ了承願う。

報告、公表に当たっては、実施計画で、宮城県いじめ防止対策調査委員会及び心のケアいじめ対策不登校児童生徒等支援チームの推進委員会、二つの会議の意見を聴取し、いじめ防止等のための対策が、総合的かつ効果的に進められているかについて確認をし、必要に応じて見直しを図っていくこととなっているので、本日、委員の皆様から、ご意見を頂戴したいと考えている。

初めに、1ページをご覧いただきたい。基本理念である、いじめ防止対策推進条例の条文と参考資料を掲載したので、これはご確認願う。

2ページは、教育庁全体で心のケア、いじめ対策、不登校児童生徒等支援に体系的に取り組む組織図である。このように図の中心にある支援チームを中心に、各課、市町村教育委員会、県立学校、市町村立学校がいじめ等の未然防止や対応に取り組んでいる。

隣の3ページについては、その実務に係る義務教育課内に設置された心のケアいじめ対策不登校児童生徒等支援プロジェクトチームと、各教育事務所の支援、県内2ヶ所に設置されている児童生徒の心のサポート班の支援を示している、学校現場への働きかけを表したフロー図になっている。

次に4、5ページをご覧いただきたい。宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画の施策に係る義務教育課、高校教育課、特別支援教育課の主な事業である。宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画の施策については、4ページの上段で大きく五つに分類している。

①いじめ防止施策の推進、②いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実などの5項目を掲げて、それを推進するための各課の

事業との関連性を示している。

一つの事業が複数の施策に関連する場合があるので、二つ目以降は白マルで示し、再掲施策としている。

続いて6ページをご覧ください。ここからは、令和4年度に講じた施策の実施概要となる。

(1) いじめ問題対策連絡協議会について、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催とし、記載にある連携体制を確保した。

(2) 県教育委員会の附属機関の設置として、本調査委員会であるが、昨年度は2回実施している。

(3) 主な施策については、これは施策が多岐にわたるため、各計画における主な取り組みの状況について、かいつまんで説明する。

まずは、①いじめ防止対策の推進のうち、「イ、いじめ防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う」取り組みについて、義務教育課では、中学校区での研究指定を行い、各指定中学校区では、未然防止の観点から、児童生徒のきずなづくり、居場所づくりを推進し、どの児童生徒にとっても、学校が楽しい、学校に行きたいと思えるような学校づくりに取り組んだ。加えて、学校がいじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための事業を展開し、教員はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等と連携し、相談支援の充実に努めた。その他の事業の概要については、資料をご覧ください。

続いて、11ページをご覧ください。「ロ、いじめに関する相談体制の整備、相談窓口の周知徹底をする」については、高校教育課においてネットパトロールの実施、各相談ダイヤルの運用、SNSを活用した相談の実施、県内各学校の児童生徒及び教職員に相談機関の周知カードを配布している。

12ページをご覧ください。各学校にいじめ問題への対応に当たる教員を配置し、生徒が1人で抱え込まないように、相談体制を整備している。

次に12ページの下段をご覧ください。「ハ、児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する」については、義務教育課において、スクールロイヤーによるいじめ予防教室の実施や、いじめ防止動画コンクールの実施により、いじめを生まない学校づくりをしていこうという意識の醸成を図った。その他の事業の概要は、12ページから14ページにある通りである。

それでは14ページをご覧ください。いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導體制の充実の中の、「イ、いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する」取り組みについては、資料の通りだが、特に17ページをご覧ください。スクールカ

ウンセラー等を講師とした校内研修や、ネット被害防止のための研修会を実施、各課及び学校等が取り組んでいる。

続いて18ページをご覧ください。「ロ、心理、福祉等に関する専門的知識を有するものであって、いじめの防止を含む教育相談に応じるものを確保する」取り組みについては、再掲となるが、県内全公立学校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒とその保護者、教職員の相談に当たっている。

次に19ページ下段をご覧ください。「ハ、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣されるものを確保する」取り組みについては、心理職、福祉職、教育職で構成する児童生徒の心のサポート班の設置のほかに、心のサポートアドバイザーを義務教育課、高校教育課に配置するなど、迅速丁寧に相談ができるよう、人材を確保した。

次に22ページをご覧ください。「③SNS、ネット上のいじめの事案対処体制整備」については、再掲になるが、スクールロイヤーによるいじめ予防教育の実施に加え、ネットパトロールを実施し、インターネットサイトを監視して、児童生徒の書き込みを調査している。

23、24ページについては資料をご覧ください。

続いて25ページをご覧ください。(4) 県立学校の設置者として実施する施策については、高校教育課、特別支援教育課で主に取り組んでいる。

はじめに、「①道徳教育と体験活動の充実」について、各学校に位置付けられた道徳教育推進教師に対して研修を実施し、各校の道徳教育を充実させるように働きかけている。

下段の「②児童生徒、保護者、教職員へのいじめ防止の啓発」については、再掲であるが、県内すべての学校の児童生徒及び教職員に相談機関の周知カードを配布するなどの取り組みを実施している。

26ページから30ページについては、再掲なので説明を省略する。

続いて30ページの下段、「⑨学校評価、職員評価への助言」について、学校評価研修会を開催して、学識経験者を講師として、より実践的な学校評価の方法と改善について理解を深めた。

31ページの「⑩学校運営改善の支援」についても、高校教育課において、資料のような取組を実施し、昨年度設置した2校に加え、令和4年度は松島高校に学校運営協議会を設置して、地域が学校運営の当事者として参画する取組を進めている。

続いての(5) 私立学校に関する施策と、32ページの(6) その他については資料の通りとなるので、ここでは省略する。

続いて、33ページをご覧ください。5、いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況について説明する。

これまで説明してきた計画と、その実践についての進捗状況を目標指標とい

う形で、振り返りを行った。

目標指標の1は、義務教育課に係るもので、学校に行くのは楽しいと思うと答えた児童生徒の割合である。これは仙台市を除く公立小中学校及び義務教育諸学校を対象に行う、宮城県学習意識等調査の回答を基にしている。この目標指標は、学校に魅力を感じている児童生徒ほど学校での居場所が確保され、いじめの予防に効果的な存在であるという観点で設定されたものである。学校に行くのが楽しいと思うと回答した児童生徒の割合は、小学校で81.2%、中学校で82.7%と、小学校では、初期値を下回ったが、中学校では、目標値を超える結果となった。魅力ある、行きたくなる学校づくりの意義や必要性が各学校に浸透し、様々なアプローチによる具体の取組が推進されたことがうかがえる一方で、今後も推進地区等における、効果的な取組、手法を広く県内に普及して、学校における児童生徒の目線に立った取組のより一層の推進を図る必要があると考えている。

次に、目標指標の2についても義務教育課に係るもので、子供たちと遊んだり、話したりする触れ合いの時間を作っていたと設問で、十分できた、ある程度できたと答える学校の割合であり、仙台市を除く公立小中学校及び義務教育諸学校を対象に行う、宮城県長期欠席状況調査の回答をもとにしている。いじめの未然防止には児童生徒の様々な変化に気づけるように、教職員の日常的な観察や触れ合い、会話が重要であるという観点から設定されたものである。十分できた、ある程度できたと回答した学校は小学校が94.7%、中学校が92.4%とどちらも目標値には達することができなかったものの、前年度よりは増加している。今後も児童生徒の様子をきめ細かに見取っていく必要があると考えている。

次に34ページである。目標指標の3は、高校教育課に係るもので、特別活動におけるいじめの未然防止の取組の実施状況の割合で設定している。実施の実績については、71.8%となり、前年度を上回っている。生徒指導主事連絡協議会及び生徒指導主事研修会において、特別活動の充実について取り上げるとともに、高校生マナーアップフォーラムをきっかけとして、各学校におけるいじめの未然防止等についての話し合い活動につなげていきたいと考えている。

最後に、目標指標4、特別支援教育課に係るもので、学校はいじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいると答える保護者の割合を設定した。特別支援教育課では、こちらは昨年度からの取組であるが、よく取り組んでいる、取り組んでいると答えた保護者の割合は、89.9%と目標値を達成することができた。しかし、各学校の個別数値に開きがあるため、今後もいじめの未然防止等を図り、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進していきたいと考えている。

これらの成果や課題を受けて、現在令和5年度の取組を推進している。今年

度の取組については、次年度に取りまとめて報告する。なお、本実施計画の期間は令和3年度から令和5年度、今年度までとなっているので、令和6年度からの新たな実施計画作成に向けて、今年度見直すこととしている。

見直した実施計画を次回提案の予定としているので、ご理解をお願いする。

(内藤委員長)

委員から何か質問等があればお願いします。

(千葉委員)

仙台法務局人権擁護委員も取り組んでいる、共通するところがあったので、お尋ねする。資料の11ページと14ページに関わるところだが、子供の相談ダイヤルとか、24時間子供SOS相談ダイヤル、SNSを活用した相談の実施、これも、仙台法務局人権擁護委員でもやっているわけだが、課題もかなりある。それで、県としてのこの取組、実施の状況はいかがなものなのか。細かいデータは今ここで言えなくても、ある程度のアウトラインの話、それから、課題はないのだろうか、教えていただければと思う。

(事務局)

資料11ページに、総合教育相談事業として、お子さん或いは保護者の皆さんが、いろんなチャンネルで相談できるようにということで、資料記載の通り様々な相談体制を設けているところである。例えば実績ということでお話をすると、不登校相談ダイヤルについては1,137件、昨年度の実績である。それから24時間子供のSOSダイヤルについては1,179件。またLINEを活用した相談は、486件という状況である。

不登校相談ダイヤルについては、資料に掲載しているが、これは総合教育センターの中に設けており、電話相談だけではなくて来所での相談等も受付けているという状況である。このような形で様々な相談体制を充実させることにより、子供或いは保護者の皆さんが、いろんなことに悩まれていたり、そういったときに対応しているところである。

その相談ダイヤルについては、資料11ページの下段にある通り、名刺サイズのカードを作り、そこに電話番号等を掲載して、これをすべての小中高、特別支援学校に配布をしているところである。

今のところ大きな課題というところは我々に届いていないが、やはり相談された内容をどういうふうに学校に繋いでいくかということが、一つの大きな課題になってくるかなと思っているところである。相談はしたのだけれども、その後なかなか繋がらないとか、そういうことがないように、しっかりと情報共有ができるような体制を今後も作っていければと考えているところである。

(千葉委員)

我々、人権擁護委員も、子供の人権110番という、土日はないけれども、対応を毎日している。2人体制で関わって、多い時には1人5件、トータル10件とか来るわけだが、それがもう1年中、やっている。それから、SOS相談ダイヤルもやっているし、SNS、これも6月1日から人権擁護委員が仙台法務局管内だけでスタートしたのだが、7月の末からは東北6県の子供たちからの声を受けると、そういう時に、私達の課題というのは、職員はもちろんやっているのだが、人権擁護委員が県内300名いるうち、実際にSNS相談が始まって、対応しているですよ、当番のローテーションに入っているですよという方が24名である。それが、これから東北6県も含めて7月末からスタートする。現在もやっているわけだが、どういうふうに対処したらいいのか。それが総合教育センターあたりでは、相談員なる人が、対応していると思うのだが、そんなにいっぱいいるわけでもないだろうし、受ける時間帯も問題だし、夜中に入っていたら、朝にまたその方に連絡するとか、人権の方でもやっているけれども、まあご苦労だなあと。我々もこれからとんでもない苦労がもっともって始まるわけだが、一緒に、情報共有したいなど。それで今、情報共有という言葉を使ったが、このようなダイヤルとかSNSとかいろんなことは、県と、法務局だけがやっているわけではなくて、仙台市もやっているだろうし、場合によっては警察でも、いろんな機関でやっているわけである。それが個々、バラバラでやっているから、こうやって聞かないとわからない。でもそういうふうな、仙台市でやっている、警察でやっている、どこでやっているというのが、どこかでこう掌握できるようなことがあればなど。なかなか難しいと思うけれども、どこかでそういうふう困っている子供たちを、我々救いたいとか、そういうふうな思いがあるので。

(事務局)

県教育委員会で実施している24時間子供SOSダイヤル、LINEによるSNSを活用した相談業務に関しては、県教育委員会から業者に委託をし、それで実施をしているというふうな状況でやっている。それで、細かい相談の内容等については、定期的に教育委員会の方に報告をしていただき、ただその中に当然緊急な案件というのもあり、そういった場合には教育委員会に直に、こういう緊急な相談があったということで、業者の方から情報をいただき、それを元に、どういう対応が必要かということのを学校と共有しながら進めているという状況である。

県、仙台市から法務局さん、警察もそうだとすることは委員のおっしゃる通りであり、そういった情報をどういうふう共有するかということとはなかなか

難しいところかなとは思いますが、やはり子供にとっては悩みがあって訴える、それがそこで止まってしまうというのが一番残念なことなのかなと思うので、そういうところを共有しながら、どういった支援ができるかというところについては、いろんな機関と連携できる体制をどうつくれるかというところを、ちょっと検討させていただければと思う。

(佐藤委員)

6ページ、7ページのところのことで、お伺いしたい。魅力ある学校づくり中学校区の指定、行きたくなる学校づくり中学校区の指定ということで、予算をつけられて、事業担当者を派遣するというので、マンパワーを充実して、この活動をなさったと思うが、具体的には、各学校でどのように担当の方が行かれて、どういう活動をして、成果を上げているかという具体的なことをちょっとお聞きしたい。

(事務局)

本事業については、根本的に、子供の思いや願いを大切にしたい取組を実施していきたいということになっている。そのために、年3回のアンケート調査を行って、子供がどう感じているのか、学校教員がどんな思いで取り組んでいて、そこと子供たちの意識の差はどうなのだろうというようなことを、教員全体で話し合っ、どのような取組、改善をしていったらいいのかということをもとめて、実行していこうというような事業である。

教員1人配置をしていて、そういったアンケート調査の集約をしたりとか、各学校での話し合いに参加をしたりとか、そしてどういった取組、支援があるのかというようなことを一緒に考えていたりということをしている。

具体的にどんな例があるかと言うと、学校行事など、運動会や文化祭などの行事に、子供の意見を反映させて取り組んでいくということは、まず一般的に行われており、そのほかにも、子供の方から、もっと友達との関わりを増やしたいというような考えがあれば、朝の会でゲームを取り入れてみようとか、授業でペアワークとかグループワークの時間を意図的に設定してみようとか、そういったことを話し合っ決めてということもある。もうちょっと突っ込んだ取組だと、中学校進学時に不安を軽減させるために、中学1年生の学級編成において、出身小学校を分けなくて、同じクラスにすることで中1ギャップの軽減を図ったというような学校の例もあった。

1名配置の教員については、その中学校区全体を見るので、小学校と中学校の兼務配置という形にしている。

(内藤委員長)

それでは他にご質問はあるか。

(小野委員)

31ページの⑩、学校運営改善の支援というところの、地域とのパートナーシップについて具体的なことをお伺いしたい。

私たちの団体スイッチでも、石巻圏域になるが、学校に校内カフェという形で定期的に入る活動をしている。実際にその地域にいる人たちがいろんな形で、大人が高校の中に入っているような生徒と出会えるということの大切さを感じているところだが、この⑩番もそういった地域に住んでいる方とか、そこで事業している人たちが一緒にやっていくものになるのかなと思う。今はまだ意見を聞くだけかもしれないのだが、この協働していくイメージにはどんな活動があったりとか、どういうふうに生徒に還元されていくのかというような、活動のイメージみたいなものがあれば教えていただきたい。

(事務局)

地域パートナーシップ会議については、地域の方々、自治体も含めて、事業所、NPOいろいろある。そういった方々に委員として入っていただき、学校運営に対する意見もだが、特にその子供たちが地域の中でどういう学びを進めていくことが効果的なのか。特に現在、探究的な活動とか課題研究とかそういうものを推進するということが新しい学習指導要領で求められているわけだが、そういった時に地域の方から、どういうご協力をいただけるかとか、こういったプログラムが効果的かとか、そういったところでいろいろとご意見を伺うという形で設置をされているということが主な内容である。

それで、そこからいろいろと発展して行って、今お話いただいたように学校と地域が連携して何ができるかというふうなところまで持っていければいいと思っているところだが、現段階ではなかなかそこまで行けていないというのがその現状かなと感じているところである。

そしてこの地域のパートナーシップ会議というところをある程度ベースにしながら、今後⑩番に書いてあるが、学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクール、そういったものへとどんどんと発展させることができると考えているところである。

(小野委員)

石巻でも県立高校から今年探究の授業で、地域をまとめるNPOからいろんな団体に声をかけ、探究の先として、どんなものが提供できるかというものは確か来ていたなと思って、それはそれで確か登録していたので、形は違えど、

いろいろそういうふうには広がっているのだなと思った。

(内藤委員長)

ほかにあるか。

(小幡委員)

2点お聞きしたい。

1点目は19ページの下の方だが、東部教育事務所と大河原に児童生徒の心のサポート班を設置したということで、総活動件数が3,200件だったということだが、チームとして活動しているということで、具体的にどういう点でよかったとか、こういう点が足りなかったとか、何か具体的なものがあれば教えていただきたいということと、今後チームとして活動するという点に、よかったという評価をつけるとすると、他のところにも広げていくというようなお考えがあるのかどうか、その辺りのところを伺いたいというのが1点目。

2点目が33ページ以下のところ、他のところにも記載があるのだが、目標値を達成しているかどうかというところで、目標値と進捗と記載をいただいているが、例えば指標1の学校に行くのは楽しいと思うというところで、楽しいと思うと答えた生徒の割合を書いているが、そうではない回答をした児童生徒が、なぜ楽しいと思えないのかとか、何かその辺りのところ、むしろマイナスの評価をしている児童生徒、またはその他のものと学校とか保護者の方が、どういうことでマイナスの評価をしているのかというところまで調査をされているのかどうか。目標値を達成していくための対策を講じるにあたっては、やはりマイナスの評価をされている方がどのようなご意見を持っていて、どういうところにマイナス点を感じているのかというところを確認した上で、そこを解消していくための対策をとる必要があるのかなというふうに思うので、その点について教えていただきたい。

(事務局)

まず児童生徒の心のサポート班についてだが、こちらは各2ヶ所について、教育職2名、心理職2名、福祉職2名、計6名が、ひとつの班となり、それが2つある。相談を受けたときに、そのケースにはどういうふうな支援が考えられるだろうか、対応したらいいだろうかということ、まず会議で担当者を決めて、例えば心理職と教育職が連携して対応しましょうというように、チームで役割分担をしながら、適切な支援のあり方というものを考え、さらに相談者の理解を得ながら対応していくということで、お互いの支援の方向性がよくわかり、具体的なものになっていくので、相談を受けた方からは、非常に信頼を持って相談できたというふうな回答をいただいているところである。

課題としては、年々、相談のケースが多くなってきている。それから、深刻化というか、良い方向に向かうまでに時間がかかってしまうようなケースが最近では散見されるので、よりサポート班だけではなくて、学校とかその他の関係機関とうまく連携しながら進めていかなければならないというところで、若干の課題はあるかなというふうにとらえているところである。

今後のことについては、今のところ相談件数等も増えているところではあるが、今、2班体制で全県をカバーしているところなので、ここでは2班体制で継続ということ考えていたところである。

それから2点目については、楽しいと思うというふうに回答した裏の方、マイナスの評価についての分析についてであるが、先ほど説明した魅力ある学校づくりというところも繋がってくる。そこでも学校が楽しいですかというようなアンケート調査に回答してもらうのだが、そのうち、とても楽しいという子供たちは多分、学校が楽しいのだろうなど。だけれども、その真ん中にある、まあ楽しいと思う、ちょっと楽しくないときもあるというような回答をしている子供が、大体もう8割ぐらいになる。その子供たちをいかに上げていくかというところが魅力ある学校づくりのポイントになってくる。

そこで子供たちはなぜ学校に行きたいかというふうに考えたときに、やはり勉強したい、学習が一つの目標になるだろう。それから、友達と関わりたい、友人関係があるだろうということで、こちらの方で具体的に調査をしているわけではないのだが、概ね子供たちは勉強面であるとか、友人関係に若干の課題を抱えた子供が、楽しくないかなと回答しているのではないかと考えているところである。

従って、この魅力ある学校づくりという中で、授業の改善であるとか、子供たちと関わる機会を増やすであるとか、そういった対応をする中で、楽しいと思える子供たちをどんどん増やしていきたいと思っている。

(小幡委員)

最初の児童生徒の心のサポート班については、やはり複数の職種の方が複数で対応するというのが非常に重要かなと思うので、ぜひ今後も増やすというか、広げる方向でご検討いただければなと感じている。

それから33ページ以下のところだが、児童生徒に限らず、学校の回答だとか、保護者の方の回答などもあったかと思うが、やはりどうしてマイナスというか、積極的な評価にならないのかというところを、ぜひ今後確認していただきたいと思う。そこを確認して、そこを解消する方向に向けての対策というのが重要なのではないかと考えている。これは私の意見である。

(副教育長)

サポート班の拡大について、サポート班は今のところ2班体制ではあるけれども、こういったチームで対応していくことは重要であるという認識は県教委も持っている。

主には市町村教育委員会にはなるが、本県には33のケアハウス教育支援センターがある。そこに今、スクールカウンセラーの兼務配置ということで、希望する市町村とはなるが、そちらの方に教育職と心理職と、そして各市町村によりますスクールソーシャルワーカーも、ケアハウスの方に配置していただき、市町村の中でサポート班のような動きができるような仕組みを作っていたくようなことを義務教育課の方では促している。

従って、県教委としてのサポート班の広がり、班体制を増やすといったところは今のところはないのだが、今は市町村の方に働きかけて、各市町村が独自にそのチームで動けるような体制づくりを義務教育課の方で推進しているところである。

また委員がおっしゃったように、マイナスの評価をしてきた子供たちや学校や保護者については、担当課の方で、できる限りこういったところに原因があるのかというところの分析をしつつ、今、担当が話したように、我々としても仮説を持ちながら、どんな対応が必要なのかといったところを、検討し進めていきたい。

(内藤委員長)

他にあるか。

(野口委員)

SNS、ネットに関わるところで、ネットパトロールの実施というものがあつたかと思う。こちら非常に大変な作業をされているのかなということで頭が下がる思いだが、監視サイト60万弱ぐらいのところ緊急対応がゼロということで、あとは問題投稿数が500件あまり、要削除ゼロということになっている。一つは、このサイトに対しては緊急対応という形で書かれていて、具体的にどんなことをするのが、緊急対応であるのかということと、問題投稿数503件の中で、例えばどんなものがあるのかということをしわかればという、参考までに知りたいということが一つである。

これに対して、要削除、要するにある特定の人に対するネガティブな発言等があると、そういうものがあつた場合には多分削除というようなことになるのだろうと思うが、今ネット上で起こっている問題というのは、多分そういったことだけではない様々なことがある。つまり、誰かの投稿を完全に無視するというようなことがあつたりとか、それが非常に大きな問題になっていたりもす

る。ライン上で、一緒に入っているながら、ある特定の人たちには全く反応しないとか、そんなようなことが多分起こっているのだろうと思う。

ただ、そういったSNS上で起こっているものを、すべて把握するというのはなかなか難しい。そこに多分限界があるのだろうとは思う。だから、先ほどちょっと参考までにといった、その問題件数が具体的にどんなものを取り上げたのか、これがどんなものなのかということをし少し教えていただければと思った次第である。

(事務局)

ネットパトロールについては、これも業者の方に委託をし、進めているところである。業者の方でキーワードを決めて、そこで危険なものというものをピックアップしながら、検索をしているという状況である。

基本的にリスクレベルというものを4段階に設定をしており、同じ問題があるとしてもリスクレベルはあまり高くない、ちょっと高い中レベル、高レベル、そして緊急対応というふうに分けている。それで緊急対応というのは、例えば自殺の予告をしているとか、或いはその犯罪の予告、殺人も含めてということになるが、そういったものが発見された場合には、業者の方から速やかに教育委員会或いは警察の方に通報が行くというスキームになっている。それについてはここ数年、発見されてないというところである。

また、削除要請をするものについては、ネット上に例えば実名を上げるとか、自分のもの、或いは他人のもの、また学校名を上げる、場合によっては不適切な写真とかそういうものを掲載しているというものについては、個人が特定されるということもあるし、また悪用されるという危険性もあるので、そういったものが発見された場合には、削除要請をしていくという形で対応しているというものである。

その件数については資料記載の通りであり、問題投稿件数としては503件あったが、特に削除をすべきところまでいたるものはなかったという結果であったというのが4年度の状況であった。

お話があったSNS上で様々な問題が起きている、ラインの中で誹謗中傷が行われたりとかということとはご指摘の通りであるが、そこまでこのネットパトロールで監視の目が行き届くかという、残念ながらそこは限界がある。

つまりインスタグラムのような形で、一般に公開されているというところについては拾うことはできるけれども、ラインのような閉鎖的なのというか、そういうSNSのコミュニティではなかなか入っていけないという状況があるというのはおっしゃる通りである。そういったところについては、別にやはり子供たちに対する情報モラルというか、そういうものの大切さというものを認識させるような働きかけを継続的に行っていく必要があると感じているところ

である。

それでこのネットパトロールとあわせて、警察それから携帯会社等の業者と連携しながら、子供たちに対する情報モラルの講演会、研修会等を行っているところであるし、また県教育委員会では数年前からマナーアップ運動というものを行っており、毎年テーマを決めながら、子供たちにどういうふうに行動していくことが社会人として適切なのかということを考えさせるという取組を行っている。ここ数年はスマホの利用というものを大きなテーマとして掲げながら生徒に考えさせるということをしている。

ここ数年コロナの影響があって開催できなかったのだが、秋口にマナーアップのフォーラムというものを開催して、各学校の代表生徒に集まってもらい、一つのテーマについてグループワークをするというふうなことを行っているが、昨年度はオンラインで実施をした。テーマは、スマホの中、特にライン上で、こういうやりとりがあった時にどういうふうに思うか、それがいじめと感じるようになった場合にどういうふうな対応が必要かというようなテーマを与えて、グループごとに討論させる。そして自分たちとしてできることは何かというところまで考えさせる、ということなどを行った。それをフォーラムの中だけではなく、今度は代表として参加した生徒が、自分の学校の中で、生徒会等と連携しながら実施をしていくことによって、そういったモラルの向上、ネット上の危険性というものをしっかり認識させるというふうな取組などを行っているところである。

このネットパトロールというものを継続的に行いながら、あわせて、その限界の部分については、しっかりとした情報モラルについての教育というものを両輪で進めていければなというふうと考えているところである。

(野口委員)

ネットパトロールで発見し得るもの、対応し得るものというのはやっぱり限界があるというか、そもそもそういったものだとして認識した上で、それとは別に もう一つ並行してやっているというような形の書き方をしてもらおうとより良いのではないかなという印象を持った。どうぞよろしく願いしたい。

(事務局)

そのあたりを工夫させていただければと思う。

(内藤委員長)

たくさんご質問をいただいた。

今回の質問で、結構具体的なところを教えて欲しいというご質問であるとか、それから数値の報告について、調査の回答のどこを出すのかというところ

を質問されていたかと思うので、今後の報告、口頭の報告、それから文書の報告について、ご検討いただければと思う。

では、ご質問がなければ、次に移りたいと思うが、よろしいか。

それでは、3の報告に入ります。

令和4年度いじめ等防止対策に関する調査分析報告書についてということで、資料2になるかと思うが、こちらの報告者が、東北大学大学院教育学研究科心理支援センターというふうになっている。後ろに先生方の名前が連なって書かれており、委託されたということだが、そこに関する経緯も含めて報告をお願いします。

(事務局)

平成30年に起きた県立高等学校生徒の自死の事案について、本委員会、特別部会の調査を経て、令和3年3月26日に調査報告書が提出された。その報告書における提言の一つとして、校種間、教員間の連携についての実践的な対策研究の必要性が指摘されたことを受けて、教育委員会では、教員間のよりよい連携のあり方を明らかにすることを目的として、東北大学大学院教育学研究科心理支援センターへ研究を委託し、令和5年2月にまとめられたものが、本報告書である。

時間の都合上、概要のみお伝えさせていただく。

4ページのV考察をご覧ください。

調査結果により見えてきた4つの課題に対して、それぞれに解決方法が提案されているという内容になっている。

一つ目、教員の多忙により教員間での連携が失われているのではないかとこの課題に対しては、業務の軽減の工夫により、教員間の連携の土台となる、インフォーマルな会話の増加が、気になる子供の情報共有や対策の話し合いに発展するのではないかとこのことと、業務効率化のための具体的な校内ワークについての提案がありました。

続いて6ページの2番、前兆を掴めない自死の発生とその解決方法をご覧ください。

内面では悩みを抱えているものの、問題行動として表面化していないケースが見過ごされてしまう危険性があるという課題に対して、校種間での情報共有のチェックポイント、そして、学校内での共有事項のリストについて提案いただいた。

続いて9ページ、下からである。3番、ケース会議の課題とその解決方法になる。11ページの(3)をご覧ください。

ケース会議の進め方についての課題については、取り上げるケースの優先度や、支援計画の目標、計画についてのポイントを上げ、記録の蓄積とその活用

について示されている。

続いて13ページ、4番である。

支援における課題とその解決方法については、各教員に課された責任を明記することで学校全体の組織的な対応につなげるというような提案がなされた。

非常に簡単ではあるが本報告書の概要である。

現在、教育委員会では昨年末に改定され生徒指導提要と、本報告書の内容を踏まえて、学校現場で活用できる対応マニュアルの改訂作業を進めていることを、あわせてご報告をさせていただく。

(内藤委員長)

委員の皆様から何かご質問があればお願いします。

こちら、ご質問があったとしても、事務局から回答できることはなかなかないかと思うので、もし、何かあれば心理支援センターの先生方からご回答いただくということによろしいか。

それでは続いて、4、その他に入る。

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について、事務局からお願いします。

(事務局)

令和5年2月7日付で文部科学省より、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底についての通知があったので、この場をお借りし、概要をお伝えする。

通知には、警察への速やかな相談通報に加え、いじめの対応における被害加害児童生徒への指導支援の充実、保護者への普及啓発、総合教育会議の活用など、留意すべき事項がまとめられている。

資料3の上段の経緯をご覧いただきたい。

いじめ対応において、触法行為を含み、犯罪行為として取り扱うべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合があるが、ややもすると、こうした事案も、生徒指導の範囲内にとらえて学校のみで対応し、警察に相談、通報することをためらいがちであるとの指摘もされてきた。

しかし、児童生徒の生命や安全を守ることを最優先に、こうした考えを改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどに対しては、直ちに警察に相談、通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

文部科学省では、政府における連携体制をより一層強化するため、昨年11月に、こども家庭庁設立準備室と共同で、いじめ防止対策に関する関係府省庁連絡会議を設置した。

この連絡会議において、学校と警察との連携の徹底や、児童生徒への指導支

援の充実等についての見直しが検討され、一層適切な対応を求める通知を出すこととなった。

次に資料の1番をご覧ください。いじめ対応においては、学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐための重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められる。

学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談、通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

また、被害児童生徒または保護者の加害側に対する処罰感情が強い事案、いじめが犯罪行為として扱われるべきと認められる事案など、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感に繋がる場合もあることから、警察に相談、通報することとしている。

事例としては近年、SNSを中心としたインターネット上のいじめが増加しており、中でも匿名性が高く、拡散しやすいなどの性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は直ちに警察に相談、通報を行い、連携して対応することとしている。

黒い点の5つ目であるが、警察との日常的な情報共有体制の構築による、連携強化に向けて4点挙げられている。

1つ目、円滑な情報共有の推進に向けて、学校及び学校の設置者と警察との相互連絡の枠組みを構築すること。

2つ目、学校警察双方において、連絡窓口となる連絡員、教頭先生や生徒指導主事、或いは警察の生活安全課長、係長などの指定を徹底すること。

3つ目、学校警察連絡協議会等を活用すること。

4つ目、スクールサポーター制度の積極的な受け入れを推進すること。

以上が連携強化の要点である。

下段の2つには、連携や相談通報の具体が例示されているが、ここでは紹介のみにさせていただく。

次のページの2番をご覧ください。児童生徒への指導支援の充実について記載されている。

被害児童生徒に対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや医療機関とも協力しつつ、ケース会議を開催し適切なアセスメントを行い、被害の拡大といじめの再発、不登校、自死等の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や、不登校等の場合には心のケアに加え、学習面での十分な支援にも留意が必要である。

加害児童生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導、対応を

行い、みずからの行為を反省させることが必要である。一方で、加害児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、加害児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、指導だけでなく適切な支援を行うことが必要となる。

支援にあたっては、外部の専門機関として、児童生徒の心理や性格の面からアセスメントを行う法務少年支援センター、そして加害児童生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや、注意説諭等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携が挙げられている。

児童生徒に対するいじめ問題の未然防止の取組については、すべての児童生徒を対象に、道徳の時間、学級ホームルーム活動などの時間に、いじめの実際の事例や動画教材等も活用しつつ、児童生徒が当事者意識を持って、いじめの問題について考え、議論するなどの、いじめの防止に係る実践的活動に取り組むことが重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、自己理解や他者理解を促進したりする心理面からのアプローチを取り入れた未然防止教育を行うことも有効であるとしている。

続いて3、保護者への普及啓発をご覧いただきたい。

平時からの普及啓発については、入学説明会や保護者会、PTAの会合等の機会を通じて、保護者に対し、すべての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり、学級づくりの実現に向けて、学校への協力を求めるとともに、法に定めるいじめの定義、保護者の責務、重大事態調査の目的及び範囲などについて普及啓発を図ること、いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、学校としても警察への相談、通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要であると記載されている。

いじめ事案の学校対応における情報共有について、被害児童生徒の保護者に対しては、いじめの事実が確認された場合、事実関係を伝えるとともに、学校の今後の対応について合意形成を図ることが重要である。また、加害児童生徒の保護者については、いじめの事実について保護者への報告を行っていない事案が半数以上に上ることから、学校は迅速に保護者に連絡し、いじめの事実を正確に説明し、学校と保護者が共同で成長支援という視点を持ちながら、当該児童生徒への指導支援を行うことが記載されている。

最後に、4、いじめの重大事態における総合教育会議の活用、及び首長部局からの支援をご覧いただきたい。

いじめの重大事態の際の首長と教育委員会との十分な意思疎通、緊密な連携について指示されている。また、いじめの重大事態における学校または学校設置者の調査の実施にあたっては、必要に応じて首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めることとなっている。

概要は以上である。

この通知については、令和5年2月に各学校へ通知するとともに、校長会、生徒指導主事連絡協議会等で改めて確認しているところである。

教育委員会としても、学校と一体となり、未然防止の取り組みを推進するとともに、いじめ認知の初期の段階で警察や外部機関、保護者と連携協働し、児童生徒の支援体制の充実を図っていく。

以上で説明を終わる。

(内藤委員長)

それでは続いて、その他の(2)、特別部会についてとなりますが、冒頭であつたように非公開で行いたい。会の進行上、準備が整い次第再開ということにさせていただきたい。

会議が終了してから20分後に報道機関に対する記者会見をこの場において行う。会見には私が出席するので、他の委員への個別の取材はご遠慮願う。では休憩とする。

以 降 非 公 開

(事務局)

内藤委員長ご進行ありがとうございました。

この後、補助資料は回収をさせていただく。

以上で、令和5年度第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会を終了する。

長時間のご協議ありがとうございました。